

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は母子及び父子福祉資金貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	区は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和35年東京都条例第79号)に基づき、配偶者のない女子若しくは男子であつて現に児童を扶養している区民等に対し、母子及び父子の福祉の増進のために必要な資金の貸付けを目的として、母子及び父子福祉資金貸付事務を行っている。 貸付資金管理システムは、この目的を果たすため、貸付の決定、貸付金の支給、償還記録等、必要な情報を管理・運用しているものである。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	貸付資金管理システム、共有基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム

2. 特定個人情報ファイル名

貸付資金管理システムファイル、情報連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表における利用範囲の根拠) :63の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる項(42、125、161) (命令の表における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務」が含まれる項(88の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部杉並福祉事務所
②所属長の役職名	杉並福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対して適切に研修を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載されている書類等については、区画割された特定の場所に保管することとしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月31日	I 関連情報 1. ①システムの名称	貸付資金管理システム	貸付資金管理システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・プラットフォーム	事前	
平成27年7月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	貸付資金管理システムファイル	貸付資金管理システムファイル、中間サーバコ ネクタDBファイル、情報連携ファイル	事前	
平成30年3月26日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成30年3月26日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-15-13 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウエルファーム杉並2F 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	事後	事務所移転
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(三十の項)	(30の項)	事後	自己点検による記載の修正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	－	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第二	・番号利用法第19条第8号及び別表第二	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1. ③システムの名称	貸付資金管理システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・プラットフォーム	貸付資金管理システム、共有基盤システム、中 間サーバ・プラットフォーム	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	貸付資金管理システムファイル、中間サーバコ ネクタDBファイル、情報連携ファイル	貸付資金管理システムファイル、情報連携ファ イル	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月24日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月29日	II 2. 取扱者数	令和3年9月24日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第一における利用範囲の根拠) : 43の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(以下「主務省 令」という) ・第34条	番号利用法 ・第9条 (別表における利用範囲の根拠) : 63の項	事後	番号法改正
令和7年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子及び 父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに 関する情報」が含まれる項(30の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市 町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子及 び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の 免除又は資金の貸付けに関する事務であって 主務省令で定めるもの」が含まれる項(63の 項) ・主務省令 第34条	○番号利用法第19条第8号及び行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠): 第3欄 (情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、 第4欄(利用特定個人情報)に「母子及び父子 並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関す る情報」が含まれる項(42、125、161) (命令の表における情報照会の根拠): 第1欄 (情報照会者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第2欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦 福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸 付けに関する事務」が含まれる項(88の項)	事後	番号法改正
令和8年2月16日	II しきい値判断 1. 対象人数	令和6年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	自己点検
令和8年2月16日	II 2. 取扱者数	令和6年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	自己点検